

京 都 大 学 降 任 等 審 査 委 員 会 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学降任等審査委員会要項</b> (平成24年3月28日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 委員会に関する事務は、人事部<u>人事・労務課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学公印規程</b> (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者(以下「公印制定者」という。)が行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長又は不正防止実施本部事務・DX推進室長 (4) } (略) 2 (後 略)</p>	<p>第7条 委員会に関する事務は、人事部において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年3月総長裁定) この要項は、令和5年4月1日から実施する。</p> <p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者(以下「公印制定者」という。)が行うものとする。 (1)・(2) (同 左) (3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長、<u>監事支援室長</u>又は不正防止実施本部事務室長 (4) } (同 左) 2</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年3月総長裁定) この要項は、令和5年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程</b> (平成21年10月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>総務部広報課</u>において処理する。</p>	<p>第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>渉外部広報課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年3月総長裁定) この要項は、令和5年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学事務委任等規程</b> (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務室(以下「事務本部の各組織」という。)の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。 (後 略)</p>	<p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室、<u>監事支援室</u>及び不正防止実施本部事務室(以下「事務本部の各組織」という。)の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年3月総長裁定) この要項は、令和5年4月1日から実施する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p data-bbox="231 208 734 271">京都大学基金を通じたクラウドファンディングの実施に関する規程</p> <p data-bbox="405 275 794 306">(令和3年7月13日総長裁定)</p> <p data-bbox="193 311 300 342">(前 略)</p> <p data-bbox="193 347 264 378">(事務)</p> <p data-bbox="145 383 810 448">第10条 クラウドファンディングの実施に関する事務は、<u>総務部</u>渉外課において処理する。</p> <p data-bbox="193 452 300 483">(後 略)</p>	<p data-bbox="858 347 930 378">(事務)</p> <p data-bbox="810 383 1481 448">第10条 クラウドファンディングの実施に関する事務は、<u>渉外部</u>渉外課において処理する。</p> <p data-bbox="898 488 1303 519">附 則 (令和5年3月総長裁定)</p> <p data-bbox="842 524 1417 555">この要項は、令和5年4月1日から実施する。</p>